

秘密指定解除

公文書監理室

昭和三十四年一月三十一日

懸案対日請求権の経緯及び解決方針に関する
参考資料

アジア局総務参事官室

田 次

◎ 純賠償及び対日諸請求権（懸案または支払中のもの）一覽表 一頁

◎ 参考資料

(A) 戰時クレーム
一 デンマークの対日クレーム
二 在日ドイツ財産に關する米英仏三国の対日クレーム

(平和条約第二十條)
三 オーストリアの対日クレーム
四 ポルトガルの対日クレーム
五 イリタニアの対日クレーム
六 アイルランドの請求権

(B) 特別田

一 特別田問題の解決に関する日タイ協定の実施問題

「旧横浜正金銀行のイタリア為替金庫に対する

(c) 平和条約第十八条(a) 関税

卷之三

二英日華事變關係語求梅（平和條約第十八條關係）

此中吾平生樂約亦凡八種a) 漢文其くイシンドの詩文タクニカル

卷之三

西漢酒案終米十八條向尊《基》八十七卷之文

五、對日平和條約第十八條(a)項之基於米國及歐力士之外。

卷之三

六 レバノンの対日クレーム――――――――――――――――――――――――――

(5) 桑港平和條約第十五條及び日印平和條約第五條關係、――、三九

チリ南社の押収紅茶の補償――――――――――――――――――三九

アルゼンティノの畠山補償請求

卷之三

四十
卷之二

日本平和条約第五條(a)項に基く米國及びカナダの

五 平和条約第十五条(a)項に基く在日英國財産の
返還及び補償、――――――――――――――――――

二二

六 平和条約第十五条(a)項に基く在日蘭州國財産の
返還及び補償、――――――――――――――――

二三

七 平和条約第十五条(a)に基く在日フランス財産の
返還及び補償、――――――――――――――

二四

八 平和条約第十五条(a)に基く在日オランダ財産の
返還及び補償、――――――――――――――

二五

九 日印平和条約第十五条に基く在日イング財産補償、――――――

二六

十 イランの対日クレーム、――――――――――

二七

十一 その他の請求権、――――――――――――

二八

十二 米国の戦後対日援助請求権(ガリオア・エロア問題)、――――

二九

十三 日華請求権特別取締交渉の件、――――――

二四

十四 口頭請求権問題、――――――――――――

二五

純賠償及び対日請求権一覧表（懸案又は支払中のもの）

(三四・一四一)

(1) 賠償額

請求国	請求額	平均支払額	備考
ビルマ	ギ二〇〇	一五一一五解决、総額七二〇億円、十年間に支払。	
フィリピン	九〇〇	三一五九解决、総額一九八〇億円、二十年間に支払。	
イングランド	セニ〇〇	三三一〇解决、総額八〇三億円、十二年間に支払。	
ヴィエトナム			(交渉中)

(2) 戰時クレーム（中立国關係）

請求国	請求額(米額算)	備考
デンマーク	一〇〦〦〦	最終解決のため交渉中
ドイツ		主として米英仏三国委員会による請求、わが方はこれに応ぜられたぬ回答している。

オーストリア	一三五
ポルトガル	九四〇〇〇
イタリア	一五八〇〇
アイルランド	三六
計	一一七八五

(3) 特別印勘定

イタリア	一五七〇〇
イタリア	一五七〇〇

(総額九六億円、五ヶ年分割払) 第四年分まで支払済。

債務一一億円。

イタリア
イタリア未解決。

(4) 桑港平和条約第十八条及び日印平和条約第十八条関係（戦前から債務）

ギリシア	ベベ〇〇
英國	一〇〇〇〇

英國の請求の解決をめぐら。ただし、約九一七四千万円が戦前クレームとして一応審査の対象となり得る。

ランプ・サム方式による解決方法を検討中。

クレーム七件、内二件は金額を明示しておらず。デンマークの例にならって一括処理を考慮することもありうる。
モール島の損害。約九七二億円と見積り得る。

特別印勘定の解決をまとめてとり上める。

デンマークの例にならって一括払を考慮してくる。

イ　ン　ド	140
パキスタン	0.8
米　国	147
力　ナ　ダ	137
アルゼンチン	110
レバノン	14.5
合　計	149

個々の請求による審査をした上で、一括払を考慮してくる。
O.八 英国の例を参考として处置する方針。

二六七 立証困難について。ランプ・サム方式による解決とも考慮してくる。

一三七 立証困難につきランプ・サム方式による解決とも考慮している。

レバノン 借款額一千七百万円(利子を含まぬ)のみが
懸案他の三百万円は支払義務なものと認められる。

レバノン側は本件が私人間の債権債務であるが、日本政府
が補償すべきものであるとして解決を要求している。

(5) 桑港平和条約十五条及び日印平和条約五条関係(連合国財産)

押収紅茶の補償決定額一千四百五万円は二十四年一月に支払
われることとなつた。

一件。請求額九五万円を被る。一四八千五支払の上にて決
定。

米　国　　一九七三
カナダ　　支払手続中のもの八件（八・六億円）
英　國　　ヘリコプター、近々発足する財産委員会に付託の予定。
　　別に支払手續中のもの三件（四百万円）

オーストラリア　　七月二十一日
　　フランス　　六八〇
　　オランダ　　一件。別に支払手續中のもの二件（一億五千万円）

　　イングランド　　田舎者連携会構成中。
　　合計　　一七四四

ガリオア、エロア問題
(6) その他
三件。財産委員会に付託し解決に努力中。
支払手續中のもの八件（八・六億円）
五件、近く発足する財産委員会に付託の予定。
別に支払手續中のもの三件（四百万円）

二件。田舎者連携会構成中。
一件。別に支払手續中のもの二件（一億五千万円）

田舎者連携会構成中。

病院船オランダ、ノルウェー返還問題。田舎者連携会構成中。

三十三年十一月在田イングランド財産に對する損害賠償請求の全額について合意した。補償額は約二十七亿五千万円。
◎別にレバノンの請求十二件（約三億五千万円）がある。

中興國

四〇〇〇

中興平和條約四〇〇〇

中興國

四〇〇〇

中興平和條約四〇〇〇

新

新

新
新

(註) 總括記述する事によれば、該地盤の構成は如次である。

(A) 戦時クレーム

一、デンマークの対日クレーム

主管 欧亜局西歐課

(1) 経緯

→ デンマークは、昭和二十八年二月以降、在京公使館を通じ邦
貨約四十五億円のクレームを提出しているが、このうち大
北電信会社のクレーム約二十五億円は昭和三十年三億円を支
払うことにより解決したので、田下懸案となつてしているのは六
三六件、要求額邦貨換算二、〇五五、九七七、四八〇円であ
る。このうち二六件（要求額約五千万円）は支那事変中のも
のであるが、その他はすべて今次大戦中、東亜地域における
日本側の軍事行動に起因するクレームである。

〔1〕昭和三十一年から三十三年末まで、その間約五十回にわたり
本省において在京デンマーク公使館との間にアクトファイ

ンディングのための会議をした結果、到年一月十二日から二月末までの予定でデンマーク政府代表が来日し田下本省において最終的解決のための交渉が行われてゐる。

(2) 解決方針

要求額の二十億円の約三分の一にあたる約七億円程度で妥結することを由途に、まずスウェーデンと同額の五億円を切り出し、相手方の出方を観ることにし、本年四、五月中に解決したい。

1. 在日ドイツ財産に関する米英仏三国の対日クレーム（平和条約第二十条関係）

主管 欧亜局西歐課

(3) 経緯

丁昭和二十九年七月在京米英仏三国委員会は、日本国との平和条約が二十条に言及し、米英仏三国に帰属した在日ドイツ財

産の範疇にはいるものと考えられるドイツの対日請求権九件につき、日本政府と折衝を開始したが直轄越した。右クレームの主なものは、ドイツ船舶及び昭和二十年五月ドイツ降伏の際日本側で押収したドイツ戦略物資に関するもので、大蔵省の積算によればクレーム総額は百億円を超える見込みである。

(二)これに対し、わが方から右クレームに關する証拠資料の提出方を要請したところ、昭和三十一年十二月右のうち七件につき膨大な資料が提出せられた。残りの二件については証拠資料が出せないので三国委員会は放棄するから上記七件につき早期に解決のための交渉をしたる旨、昭和三十三年六月申出があつた。よつて当方より同年十一月かかる請求権は平和条約第十九条(i)により相互放棄の対象となるべきものであり三国委員会のクレームには応ぜられないと回答した。

(2) 解決方針

本件クレームは、日本国との平年条約第十九条(6)項との関係もあり、また果してドイツ側のかかる請求権が成立するかどうかについても国際法上幾多の問題があるので、わが方としては一応上記のとおり回答し、今後の三国及びドイツの出方を静観することとする。

〔オーストリアの対日クレーム

主管 欧亜局西欧課

(1) 経緯

オーストリア人は昭和二十九年二月以降、在京換公（大）使館及び在換公（大）使館を通じて二次大戦中蒙つた損害について左記七件のクレームを提起越したが、わが方はその都度実情を調査し、一応補償に応じ得ない旨換側に回答している。

① 人的クレーム三件

上海におけるきやく待行為二件、自動車事故による子息の死亡一件で、別に要求額を出しておらない。

(1) 物的クレーム一件

スラバヤにおける財産接収に対するクレームで、米貨三二万三千ドルを要求している。

(2) その他のクレーム三件

- (1) 上海において接収した敵産の評価に対する未払手数料
（要求額邦貨一、八〇〇万円）

- (2) 小切手現金化不可能を理由とする在ウイーン旧紹領事館借料請求（要求額、英貨四〇六ポンド余及び米貨三、二八四ドル）

- (3) 在大連横浜正金銀行に預託の銀行預金（要求額邦貨三、四六二円）

右クレーム申立人は、銀行預金關係者を除いて、何れも上

ダヤ系無国籍人で、戦後オーストリア国籍を取得したるものである。

(2) 解決方針

右クレームのうち人的クレームについては、日下交渉中のデンマーク人クレーム交渉の結論をまつて、デンマーク人に準ずる補償を行うこともあり得るが、大阪省事務当局は、この種クレームを一件ごとに解決せずオーストリア人からのクレームが出揃つたところで最終的に一挙に処理いたしたき意向であるので、埠御がこれ以上の対日クレームを提起しないことを保障した場合に始めて、具体的検討に入ることとなろう。

四 ポルトガルの対日クレーム

(1) 経緯

ポルトガルは第二次大戦中中立国であったが、日本軍がチモ

モル島を占領したため、同占領期間中、ポルトガル政府及び国民が受けた損害の一部に充当する名目で在ポルトガル日本資産を凍結して今日に至っている。凍結資産は本国に銀行預金その他で約百万ドル、その他チモール、マカオ等に若干の資産がある。この凍結資産については将来チモール島問題に関する交渉が開始される際、改めて話し合うこととなつており、この旨二十八年十月の国交回復交換公文に述べられている。

チモール島の損害につきポルトガル政府はまだ正式数字を提示していないが、米貨約二億七千万ドルと見積つている由である。

(2) 解決方針

その後、ポルトガル政府は本件クレームをもち出すことなく今日に至つているが、わが方から積極的に持ち出すことなく静観することとしている。

五 イタリアの対日クレーム

主管 欧亜局西歐課

(1) 経緯

イタリアは戦時に蒙つた損害の補償として約三十件、三八〇〇万ドルのクレームを提起している。

(2) 解決方針

本件については日伊双方とも別項の特別円問題の解決をまとめてとり上げるとの態度をとつてゐる。

六 アイルランドの請求権

主管 欧亜局英連邦課

(1) 経緯

(1) アイルランドは第二次大戦中中立国であつたが、同国民のうち、上海及びジャワで敵国人と誤認され又はスパイ行為の嫌疑をかけられて不当な待遇をうけたものの補償要求がアイル

ランド政府から、在米大使館を通じて提起されている。この種の請求権は合計三件、要求額三五・八四八ポンド二シリンドである。

(1) 本件はいわゆる中立国關係の請求権であるが請求当時は未だ他の中立国關係についてなんらの結論も出ていなかつたので、一應事実調査を行つて後他との均衡を失わない額で解決をはからうとしていたが、アイルランド御の再三の督促もあり、他の中立国關係のクレームも若干処理されてきたので、大蔵省に対して検討の促進を要求している。

(2) 解決方針

本件の解決は、他の先例特に現在進行中のデンマークの例にならつて、一括払いでよつて行ひたると考え、大蔵省の態度決定をまつてゐる。

(B) 特別円問題

一、特別円問題の解決に關する日タイ協定の実施問題

主管 アジア扇座西アジア課

(1) 協定締結交渉の経緯

戰時中日本銀行に設定されたタイ銀行名儀の特別円勘定
残高十五億円、戰時中日タイ間に成立した金壳却取権の未実行
分及び金塊未引渡分についてのタイ國の日本側に対するクレー
ムを解決するため昭和三十年七月九日バンコックにおいて本協
定が調印され、同年八月五日発効をみた。

(2) 協定の内容

本協定により日本はタイに対し

- (1) 五年間にわたり五十四億円の現金をボンド貸で支払う（ホー
ネー）

- (2) 経済協力として投資およびクレディットの形で九十六億円を

限廈として資本財及び役務を供給する（カ二条）

(3) 現在までの処理概況

(イ) 協定カ一条に規定する現金支払（五ヵ年分割払）に関する

は、既にカ四年度分まで支払済であり（支払額合計四十三億円）、残額十一億円は明会計年度内に支払われる予定である。

(ロ) 協定カ二条に規定する経済協力の実施に関する问题是タイ側は本件経済協力は「資本財及び役務の無償供与である」と主張し、わが方は右は「投資及びクレディットとの形式で行われるものであり、償還を前提とするものである」と主張し、両国間に意見の一一致を見ていない。

わが方は前記の協定の文言の解釈に関する立場を変更することは出来ないが、タイ側の立場を考慮して、再度にわたり本件問題解決のために日タイ双方にとつて受諾可能と思われる解決案（後述注参照）を作成し、タイ側に提出したが、さ

されもタイ側の同意するところとならなかつた。

注一 (イ) 昭和三十一年六月に涉沢大使よりナラディツブ外務大臣に対し、日・タイ合弁会社に日本側が九十六億円の現物出資をし、合弁会社の利潤によつてタイ側が日本出資株を貰いとする案を提案したが、タイ政府の同意するところとならなかつた。

(ロ) 昭和三十二年一月、タイ政府より、本件九十六億円をタイの精油所の建設及び運営にあてたる旨の非公式申入れがあつたので、政府は、日本側事業主体をしてタイ国開発公債を担保として九十六億円をタイ政府に融資せしめるることを骨子とする案を作成し、タイ政府に提出したが、右提案は、クー・デターによる政変後のタイ政府が昭和三十三年五月に至り、正式に拒絶してきた。

昭和三十三年三月、タイ政府により新たに本件交渉の全権委任を受けたクリント工業大臣により、日本政府が輸銀をして九十六億円を日本側業者に融資せしめ、日本側業者は右資金をもつてタイ国内において日産二万バレルの精油所の建設及び運営を行ふ。その利益の内から九十六億円を年賦でタイ政府に支払うとする策を提出してさたので、わが方は右提案を慎重に検討したところ、その間にタイ政府の内部事情が変り、タイ側から精油所問題は特別会問票と切り離した旨の申し出があつたので、わが方としてこれを断念せざるを得なかつた。

(4) 解決方針

わが方としては、今後も適当なプロジェクトをみつけて本件問題の解決を図る所存であるが、現在のところタイ国政府は昭和三十三年十月に起つた新たなクーデターによる政変以来、減

厳行政下であつて未だ内閣を組織してはゐる状態であるので、新政権の樹立をやつて交渉を續ける所存である。

平田櫻浜正金銀行のイタリア為替金庫に対する實務に就かるクレー

ム

出 帰 欧 亜 西 歐 欧

工 經 渡 請 懇

イタリアが日本政府に対して支払を請求してくるクレームには、敵時賠償と認するもの約三十件、この金額三三千八百万ドルと、イタリア為替金庫が旧正金に認定した特別工勘定等の債務、悉一千万ドルの支拂を要するものがある。

これらも未解決のままであるが、特に至急解决を要するものとして特別工勘の清算が遅くなる事である。

イタリア為替金庫が旧正金に対して有して居る預金勘定は、
工勘定期勘定(11月20日)と大正廿〇年、正金帳簿残高、以下同じ

①米ドル勘定（西日本銀行セント）、②特別円勘定A
 (ニセキドウケンテイ)、③特別円勘定(1010ヤ
 ハイニセキドウケンテイ)、④特別円勘定(ハイペーベルカセキドウケンテイ)の五
 種類であるが、この中で及び日本については金額、支払通貨と
 も意見の対立がなつたが、西国及び日本については大なる意見の
 対立があるところ、特別円勘定及び日本勘定の性格は次のと
 おりである。

(1) 特別円勘定

本勘定は、支那事変中からイタリアの軍需資材の大量買
 入を行ふ、これを歐州で譲渡したスイス・フランで支払つ
 てから日本政府が、太平洋戦争勃発に伴うスイス・フラン
 の入手困難のため、軍の要請によりも、この賃付を継続
 するため、イタリア政府に対して特別円勘定を設定すること
 を要求し、政府間交渉の結果イタリア為替金庫及び正金

銀行をしてその実施を協議せしめ、両銀行間の協定成立後、これを承認する旨の公文を両政府間に交換する形で成立したものである。この勘定は双方が一定額の範囲で互いに資金を使用し得ることと信用を供与し合うことを内容とするもので終戦時両者の使用額の残額は、イタリア側から日本に対して三四七三八九一五円二八銭の未使用額があるという結果となつた。これをいかに清算するかが、特別円の問題である。

(四) 特別円勘定

昭和十五年末イタリア政府は、五百万ドルに上るその在米資金が米によつて凍結されることを恐れて、これを逃避した旨を日本政府に申し出た。これに対して日本政府は、これをドル買戻約款は円預金として正金に預け入れるようイタリア側に指示するとともに、かかる場合にもその外貨への兌換を保証する旨の公文を交換した。この買戻約款は、当時の

国内法上六カ月を限度として更新することとなつていたため、イタリア政府は、六ヶ月毎に更新の意思を正金に通告するとともに、戦争中約三百万ドル相当額をこれから引出して使用した。しかるに昭和十年四月ムツソリーニ政府が崩壊するとともに、在日イタリア大使館はその機能を失い、右の通告は同年六月期限が到来した際には行われず、七月バルリ政府は日本に宣戰するに至つた。従つてこの預金残額約二百万ドル相当の部分を、価値の低落した名目円で支払うか、それとも通告できなかつたことを不可抗力であつたと認めてドル買戻しを認めらるかが日元勘定の問題である。

(一) 現在までの処理概要

日伊国交回復後、本問題解決のための交渉が開始され、一九五三年にはローマにおいて日本大使館と伊側關係者との間に予備会談を行つたが、特別円については、イタリア側は全額ドル

払ふを要求し（約八百二十万ドル）。旧正金に支払能力がなく場合には、当然日本政府が負担すべしと主張し、わが方は金約款付でなくるので、正金帳簿残高のみを支払えば足り、また日本政府は本件債務に無関係であると主張した。さらにRBA勘定についても、わが方は伊側のドル買戻し、予約の更新中断を理由として日貨払を主張したのに対し、伊側は右中斷を戦争による不可抗力にもとづくものとして、全額ドル払（約二百万ドル）を主張し、結局意見の一致を見るに至らなかつた。

つゞいて一九五六年初頭、旧正金特別清算人石橋良吉をローマに派遣して伊側関係者と交渉せしめ、わが方従来の主張の四倍即ち一千八百万円を支払うことを非公式に譲歩せしめたが、伊側はこれを応諾せざるのみならず、具体的対案を示さなかつた。

その後東京において、伊側と種々折衝の結果、昨年初頭伊側は日元勘定については、日本側はイタリア軍の主張を認めて約

二〇二万ドルを支払は、また特別田 A、B については伊側は全
面的に日本側の主張を認めて、約二九万ドルの支払いをもつて
満足する旨の妥協案を非公式に提示し来つたため、伊側の要求
額は従来の三七億円から八億四千万円に引下げられた。

つゞいて右のラインによる本件解決のため、長期間がわたり屢
次事務的レベルで大蔵当局と折衝を重ね来つたが、大蔵当局は、
(イ) 特別田勘定には政府の責任なく、また金約款も存在しない。
(ロ) R 田勘定は私的債権債務關係で、政府とは無關係であり、ド
ル貿易約款は失効しており、正金は本勘定によつて不当利得
をしてゐるわけではなし。

等を理由として、西種勘定とも日本政府に責任あるものとは
認めず、かつ支払うべき金額に關する伊側の主張は全く根拠
がないので、さかだ日本政府が西銀行間の解決を斡旋せんと
してお、無理な為替換算操作によつても、正金をして合計一億

八百万円程度を支払わしめることが精一杯で、それ以上の支払は不可能であるとしている。

四 解決方針

(イ) 本件は戦後久しうにわたり日伊間の最大懸案として西国友好関係の汚点となつており長く放置することを許されないものであるが、双方において法理論の固執にのみ終始するときは、戦時母以来のイタリアの法的地位の複雑な変化からも、また正金の破産の事情からも、到底解決を期待することができない。

(ロ) イタリア為替金庫は清算の過程であり、零細な多数預金者は本件の解決如何を注視しており、イタリアの内政上現在以上の譲歩を先方に期待することは困難と認められ、日本の主張がこのままでは交渉決裂のほかはない。

(ハ) 先方が相当の譲歩を示した今日、日本側が何ら実質的な歩み

寄りの態度を見せないことは、交渉破裂の責を負わされる結果となり対外信用上面白くない。かくては日本が対外債務の処理に眞面目に努力する国であるとの国際的信用にも傷がつき、将来の対外債務募集にも悪影響を及ぼし、測り知れない損失を招く虞がある。

(1) 従来全く譲歩の色を示さなかつたイタリア側が、前記のよう
に客年初頭、従来の主張三十七億円を八億四千万円に引下ぐ
る趣旨の妥協案を提出したことは、イタリア側よりすれば大
幅の政治的譲歩といふべく、この機会に一挙に解決するので
なければ、再び本問題解決の機会は待難い。

(2) 要するに、特別円については日本側の主張を認める代りに、
R.D.勘定によるドル買戻しを認める建前で、二百三十万ドル
で一切を解決せんとする先方の提案（三十七億円を八億四千
万円に引下げる）は、政治的に考えて極めて妥当なもので

あつて、これ以外には妥結の方法が考えられない。

よつて前記の諸事情を考慮し、この機會に先方提案の八億四千万円（当方の計算によれば八億二千七百五十万円）を旧正金をしてイタリア側に支払わしめるよう必要な行政指導を行いうことが必要である。

(b) 平和条約第十八条(a)関係

1. ギリシャ対日クレーム

主管 欧亜局西歐課

I 経緯

(1) 昭和三十一年七月以降ギリシャ政府は、在ギリシャ公使館を通じ、平和条約第十八条(a)項の規定に基き、約二四〇件、要求金額邦貨換算約八十八億円のクレームを提起越してきた。しかしこのなかにクレームの事由が昭和十六年十二月八日以後に発生したものも少なくないので、当方において検討した結果

果、差しあたり四十六件約二六億五千万円が戦前クレームとして一応審査の対象になりうると思われる事が判明したので、この旨在ギリシャ公使館へ通報した。

(2) 日本側としては、現在これらもクレームの個々の問題をさらに詳しく述べるとともに、近く損害事実の調査を実施するため準備を進めていた。

なお、このうちには満洲事変、支那事変中のクレームを少くないので事実調査には相当の困難が予想される。

④ 解決方針

本件請求の内容はいざれも戦前のものであるため立証が極めて困難であるが本件と全くその性質を同じくする各国（特に英國）の例を参考にして田下検討中の段階であり支払金額等詳細なことはまだ決定していらない。

なお在ギリシャ公使館から、ギリシャ側ではクレーム請求者

の圧力もあつて早期解決を急いでおり、請求が過大なことを先方も内心は認めて居るようであるから、有利な早期解決を適當と認めるならば終局的に五十万ドル（邦貨一億八千万円）で決切りを提案するのも一つの方法と考えられる旨報告があつた。

〔八〕英國日華事変關係請求権（平和条約第十八條関係）

主管 欧亜局英連邦課

(一) 総額

(1) 英国は、平和条約第十八条(a)の規定に基き、在京大使館を通じ、昭和二十七年七月以後昭和三十一年六月までの間に四三九件、要求総額九九一、三七四磅一毫三片三錢の請求権を提起した。このうち財産上の損害については、ほとんどが損害発生日からの年利六分の利子を別に要求して居るから、これを加算すれば要求額は約二十億円にのぼる。その内容は多岐にわたるが、主として日華事変中の日本軍等の軍事行動によ

り英國民が受けた財産上の損害であり、当時すでに日本側に對し提起されていたものを再提起したものが大部分である。

英國側は右提起後、昭和三十一年九月若干の留保の下に一括支払に應ずる意向を明らかにしている。

(2) 日本側としては、右に対し各種の裏付資料の整備につとめてきたが、右の一括払に應ずる意向が示されたので、その方針の下に(イ)わが方の法的責任の明らかなるもの、(ロ)当時既に補償の意向を明らかにしたもの、(ハ)日本側に法的責任があるか否か必ずしも明確ではないが考慮する余地があると考えられるものの等について適當な支払を行う方針をたて、検討を続けた結果昭和三十二年七月大蔵省に対し外務省の見解を示し、その検討を依頼した。爾来大蔵省側はこれについて各種の検討を行つてきたが、近くなんらかの結果を示していく予定である。

一方英國側は、本件解決を再三にわたり督促してきたが、最近利子の放棄と七億五千万円位の支払いで応諾しうる可能性のあることを非公式に示して若干譲歩の色をみせている。

(二) 解決方針

本件は、提示以来長年月をへており、金額それ自体は巨額ではないが、本件の如き県案が何時までもわだかまっていることは、日英国交の大局にとって誠に不利なことであるので、一刻も早く解決する必要があるが、わが方の解決方針としては、前記の大蔵省の検討の結果は、極めて小額の支払にて応ずることのみとなることが予想され、英側の現在の譲歩額とも相当の開きがあるとみられるので、更になんらかの政治的折衝を行つたようでは英側の案に出来る丈近づけることを努力することとした。しかし、これには相当の困難も伴うので、その前に英側に対してもわが方の検討の基礎となつてゐる基本原則を明らかにす

ることに努め、支払うるものと、支払えざるものとの区別を判然とさせ、實際の支払との際に必要な国会等に対する説明の基礎とし、その上に、日華事変中に英國に対して蒙らせた種々の有形無形の損害、最近における日英国交の大原等を考慮した政治的配慮を加味して議歩を行ひ、もつて最終的妥結に至りたいと考えてゐる。

四 日印平和条約が八条(a)項に基くインドの対日クレーム

主管 アジア局南西アジア課

丁 經 緯

わが国は日印平和条約が八条(a)項に基く戰前日華支變により在華インド人が蒙つた財産の損害に対し補償する義務を有してゐる。右に基き、インド政府は在本邦インド大使館を通じ本件クレーム一九件総額二億四千万円余を提起してゐる。

わが方は、本件に關する事實調査、損害事實の認定の調査を

行つてきているが、何分約二十年前の事でもあり、且亦インド人請求者の提出してある立証書類が極めて不備であるのでその

調査は甚だ困難を極めてゐる。

(1) 現在までの処理状況

請求	件数	金額
支払済	一一九	一四〇セーベハ〇六・九〇銭
却下済	〇	〇
処理中	一一四〇セーベハ〇六・九〇銭	

(2) 解決方針

大蔵省としては本件保証請求を一括して解決する方法を希望しており当省としては、まづインド側と個々の請求事案につき審査を行つた上で、一括支払方を大蔵省と交渉する予定であり、以下その準備を進めてゐる。

四 桑港条約第十八条(a)項に基くパキスタンの対日クレーム

主管 アジア局南西アジア課

I 経緯

わが国は桑港条約第十八条(b)項の規定に基き日華事変により在華パキスタン人が蒙つた財産の損害に対し補償する義務を有している。右に基きパキスタン政府は在本邦パキスタン大使館を通じ二十三件、総額約八〇万円の本件クレームを提起した。

わが方は、本件に関する事實調査、損害事実の認定の調査を行つてゐるが、何分約二十年前の事でもあり、且亦パキスタン請求人の提出してゐる立証書類が極めて不備（氏名と金額のみ）であるのでその調査は極めて困難である。

II 現在までの処理概況

請求	件数	金額
	二三	七九二〇〇〇円

(一) 経緯

支 払 準	○
却 下 準	○
処 理 中	二 三
	七 九 二 〇 〇 〇 円
(三) 解 決 方 針	

パキスタンは本件クレームが件数、金額ともに他の連合国人及びインド人に比し極めて小額であるので早急な解決方を希望しているが、わが方としてはかかる理由をもつてパキスタンのクレームのみの解決を急ぐことは困難である旨パキスタン側に対し説明している。

本件は以下わが方と英國政府との間で交渉が行われているこの種クレームの解決の成行をみて処置する方針である。

五 対日平和条約第十八条(a)項に基づく米国及びカナダの補償請求

主管 アメリカ局北米課

平和条約第十八条(b)項に基く現在までに、日本政府に対しても提起された補償請求は、米国關係が六件（約二億六千七百万円）、カナダ關係は三件（約千三百七十万円）である。

(1) 現在までの処理状況

これら補償請求は、大部分のものが日華事変當時中國において日本軍當局から受けた損害に対するもので、現在厚生省引揚援護當局においてそのクレーム事由につき事實調査を進めてゐる。

(2) 解決方針

本件請求事由は、いずれも戦前のものであるため立証が極めて困難であるが、それを証拠不十分の理由をもつて却下することはわが国が平和条約第十八条(a)項の規定を認めた精神に反し、またわが国の國際信義保持の見地からも必ずしも好ましくないものと思料される。

よつて、本件請求の処理に当つては直接証拠の他、クレーム事

由発生当時の国際情勢及び現地の治安状況等を十分考慮に入れた上で、わが國が相當の責任ありと認められる場合には

(イ)個々のクレームについて適当な補償を行うか

(ロ)相手国別にクレームをとりまとめ、英國のクレームの処理案のようないわゆるランプ・サム支払方式で補償金の支払いを行う等の方法があるが、いずれにしても米加関係のクレームの調査を進める一方、前記(イ)の方式に米加が同意し、かつその趣旨に附しわが方との合意に達しうるならば、この方針にて解決することも考慮することとしたしたい。

六 レバノンの対日クレーム

主管 欧亜局中近東課

ト 平和条約十八条関係に該当すると思われるレバノン人請求が六件（合計二七五〇万円）あるが、これらは私人間の債権債務であり（十八条(a)前段）私人間で解決すべき問題であるので、当事者が

直接交渉すべき事レバノン側に教示するとともに、被請求者の住所を通報してやった。

(1) ほかにレバノン人から平和条約が十五条に該当するものとして十三件、総額約三億円の補償請求があつたが、すべて立証書類の不備或いは連合国財産補償法の規定に該当しないとの理由をもつて却下の決定がなされた。

(2) レバノン政府の措置

レバノン政府は、日本政府の却下決定に異議を有し、異議申立ての権利を留保する旨申入れるとともに、日本政府の再考慮方要請してきた。

ただ、レバノン政府は、十八条を日本政府と異なつた解釈をとり、私人間の債権債務をも、日本政府が補償すべきであるとみて十五条、十八条關係をまとめて解決を要求している。

(四) 日本政府の処理方針

わが方としては、レバノン政府再三の再考専方要請もあり、かつ、日本レバノン間の友好關係もかんがみ、本件を好意的に解決すべく、田下慎重に検討中である。

- (5) 桑港平和条約十五条及び田印平和条約五条監察
アーチリ商社の押収紅茶の補償

主管 アメリカ局中南米課

工經緯

- (1) チリ貿易商社ベツレイ株式会社は一九四〇年十一月インンドで紅茶九七八箱（重量四二〇一・四二一ネットキロ）（をうしり〇四三〇ネット封度）、価格ハ四四六ボンド五毫一〇片）を購入、チリ、ヴァルパライソまでの船賃その他の支払の上一九四一年五月二十二日カルカッタより日本郵船「松枝丸」に積込んだ。右船荷は神戸にて同じく郵船の「平洋丸」に積替え予定のところ、六月二十二日神戸に陸揚げされたとき、郵船

が積替え許可を申請したが与えられず、その中神戸税關では日蘭税法第六条及び第五十条違反（すなわち保稅地域貯置期間の経過を理由とする処分）を口実にして本件紅茶を収容するに至った。

その間郵船は運送責任者として屢々関係當局に訴え、他方ベッタレイ会社及びチリ外務省は在本邦チリ公使館及び在チリ日本公使館を通じて右の収容処分が違法なることを申立てて解除方を要求したが、らちが明かぬままにチリとわが国は国交断絶し（一九四三年一月二十日）交渉は中断された。

(2) 右収容処分の行われた実際の事情については當方では記録が一切焼失してきて確認し得ないが、チリ側関係者及び日本郵船の申立を総合してみると「税法違反による処分」と云ふのは表面上の理由で、本当は「ベッタレイ株式会社 (Betteler YCIA S.A.)」は純粹のチリ国籍のものであるが、その名称が

英國系のものであるため公社も英國系のものと誤認されたため資産凍結令（昭和十六年七月二十八日付大蔵省令第四六号、外國人関係取引取締規則）の対象となり收容の上軍部（海軍）に売却せられたと認められる。すなわち日本御宣意の誤解に基く没収であつた。（注）一説には海軍で當時としては貴重な物資であつた本件紅茶の存在を知つてて、關稅法を口実に没収せしめたもので、チリ側より返還要求のあつた際には既に紅茶は後で公売の上売却したことになつてゐる海軍の手に渡つていたともいわれる。）

〔1〕

チリ商社の押収紅茶に関する戰後の交渉経過

- (1) 昭和三十年六月二十一日チリ外務省から、在チリ日本公使館に対し覺書をもつて本件紅茶の現物による補償方を要求してきた。よつて在チリ日本公使館は同年六月二十八日付公信文一四八号をもつて、本件を本省に報告した。

- (2) 本省においては右來信を検討した結果きづ事実調査を行った
め昭和三十年八月十五日付千葉歐米局長から、チリ御覚書の
訳文を添付のうえ、公信をもつて、大蔵省税關部長及び日本
郵船会社社長に対し、右紅茶押收の事実の有無調査の上回報
方依頼した。
- (3) 右に対し大蔵省税關部長から本省歐米局長までの昭和三十年
十月六日付公信、税關部が三一〇七号をもつて、回答があり
「本件該當貨物は收容の上公売に付され、在神戸海軍監督長
及び興海軍經理部にそれぞれ売却され、その代金より必要經
費を差引いた上殘金を神戸供託局に供託したが、これも民法
の一六七条の一項の規定によりすでに國庫に帰属してらる」
旨が通報された。
- (4) また、郵船からは営業部長より歐米局長までの昭和三十年十
一月十一日付來信をもつて回答あり、「本省貨物は、資産凍結

令により船積みを差止められたものと考えられるが、当時の資料は凡て焼失しているため詳細は不明である。「旨を申越した。

(5) 次いで、昭和三十一年十二月三日付公信をもつて、在チリ日本公使館から、返還を受けた日本公使館の戦前の公文書中に発見された本件関係記録の写しを送付越した。

(6) 更に昭和三十二年二月十一日付公信をもつて、在チリ日本公使館から、ペツレイ会社から貸与された本件関係船荷証券を送付越した。

(7) 昭和三十二年二月二十一日付外務事務次官から大蔵事務次官にて被する米三カ二十五九号公信により本件の補償責任の所在について問合せたところ昭和三十一年三月八日付の大蔵省管財局长から歐米局長あて公信威管字七三四号をもつて回答があり、ペツレイ会社が連合国財産補償法に定める補償請求の方法と期限に関する要件を充たなかつたため、補償を行ふ得ない旨

を通報越した。

(8) その後屢次にわたり大蔵省管財局外國財産課と折衝を重ねて
きた結果同課はチリ外務省からの本件補償請求の昭和三十一年
六月二十日付覚書をもつて平和条約第十五条関係の連合国財
産補償法所定の請求書に代り得る有効な形式の補償請求と認
めるとき納得するに至り、昭和三十三年七月十日付大蔵省
管財局長発外務省アメリカ局長あて公信をもつて補償金額邦
貨一四、〇〇七、七八一円也の額を通知越した。ベッレイ会
社側でも右補償金額につき異議なきむね在チリ大使館から報
告があつたので大蔵省において支払準備を進めた結果、支払
は、昭和三十四年二月大蔵省において直接ベッレイ社代表に
為せられることとなつた。

II アルゼンティンの対日補償請求

主管　　アメリカ局中南米課

ア国政府は、昭和二十八年一月二十七日付書簡で在ア大使を通じました、同年十月二十六日付書簡で在京同國大使館から外務省に對し、左の各項に対する補償請求を提起越した。右補償請求のうち、(1)から(4)までに對しては、それぞれの項で説明してあるとおり、一應の措置ないし方針が採られてるので、問題は(5)の押收棉花に対する補償請求にしほられる。

(1) 在日ア国大使館所有財産へア貨二五〇〇〇〇ペソ)

措置一大蔵大臣査定額邦貨三五四八三八セ円（請求額の五五%にあたり、査定當時の為替レート一ドル対十三比九五仙適用）を先方に提示したところ、昭和三十三年十一月十七日付大使館口上書一八九号をもつて受諾回答があつたので、同年十二月十六日大蔵省において在京アルゼンティン代理大使に支払を了した。

(1) 郵便電信料未払額（ア貨一〇六四四五ペソ九三）

措置一両国郵政当局間で清算完了。

(3) 在神戸領事館送金未払額（米貨二一三一三ドル）

措置レ在外活動閑鎖機關において処理中

(4) 日本大使館員収容費（ア貨三一三〇四・五セベソ）

方針一國際慣習法によれば、支払義務は認められなし。

(5) 戰時中上海で押収されたア國商社所有綿花補償額

利子加算額（五六五五現在）ア貨三一三二五七二・四

当初請求額 二八五〇セ一一〇八

因みに、会社は、未払期間中の利子を加算しているので、現在における請求額は更に増大してくると認められる。

措置一先方申立てよれば、一九四一年十一月、ア國商社が上海に送った綿花九八三・四六九キロを日本海軍部隊が押収したのが事件の概要である。先方から提出された証拠は不十分であるので、わが方においても裏付証拠の蒐集につとめたが確示

的なものなく、余儀なく先方に対し、確實なる資料の再提出を求めたが回答なきまま現在に至つてゐる。

しかしながらア国政府が事件発生当時会社財産保護のため国内で法的措置を講じた等のことからして押収行為のあつたことは事実と判定されるので、よしんば直接的裏付証拠がないとしても政治的・外交的考慮からして本件補償のための措置が講じられてしかるべきと認められる（因みにア国は戦時中の政府及び民間關係一切の凍結財産を好意的に既に返還越している）

従つて本件は平和条約第十八条の問題として大蔵省とも協議して速かに補償措置を講じたると考えていい。

四 桑浦条約第十五条に基く在日ベキスタン財産補償請求

主管 アジア局南西アジア課

わが国は桑港条約十五条に基き、日本にあつたパキスタン財産が戦争の結果蒙つた損害につき補償する義務を負つてゐる。

右に基き、パキスタン人が提出した補償請求総件数は八件で、その請求金額は約八二八〇万円である。

本補償問題は主管官庁である大蔵省においてその処理に当つてゐるが、総請求八件のうち七件につき解決をみており、残りの一
件については昭和三十二年十二月大蔵省から補償金額一四八三八
二円の決定通知をしたのに對し請求者から昭和三十三年十一月異
議申立があつた。しかし大蔵省は異議申立の根拠なしとして同年
十二月これを却下した。本件は請求者が財産委員会に付託出来る
期間を既に経過しているので事實上解決したものとみなしうる。

〔〕現在までの処理状況

総請求	件数	請求金額
	八	八二八九四六〇円

支払済

四

六九六五二〇八八円
(支払一九四二〇一円)

却下済

四

一三一九四二〇八円
補償決定金額通知すみ一
九三〇三六四円

四 対日平和条約第十五條(a)に基く米国及びカナダの補償請求

主管 アメリカ局北米課

工 經 請

大戦時本邦内にあつて戦争損害を蒙つた連合国財産に対する補償請求は、一九五三年十月二十八日の締切り日までに、米国より六三八件（請求総額約一八七億三七九四万円）・カナダより二六件（請求総額約一億九八二三万円）が提起された。

〔1〕現在までの処理状況

これら補償請求は、「連合国財産補償法」に基き大蔵省において審査の上支払を行つてゐるが、十二月末現在の処理状況は次のとおりである。（単位百万円）

	請求件数	請求額	支払件数	支払額	却下件数	未処理件数	未処理請求額
米国	六三八	一六七三七	五二五	五五三八	七〇	四三	一〇七六二
カナダ	一六八	一九八	一六	一九二	一一	八	八四

(注、未処理件数には支払手続中のもの米国八件、カナダ三件を含む)

右表の如く、米加両国より提起された補償請求は、その大部分のものがすでに解決されたが、未解決クレームは件数と少しが請求額は、米国の場合にまだ請求額の半ばを越え百億円以上に達する。これは株式の損害に対し、インターナショナル・ゼネラル・エレクトリック社及びインターナショナル・スタンダード・エレクトリック社から提起された計七九億円以上のクレームが未解決のまま残されているからである。

このよう日本政府と関係連合国政府との折衝によつても解決し得ぬものについては、「日本国との平和条約第十五條(a)に基いて生ずる紛争の解決に関する協定」に基き、日米(加)財産委員

会において解決することになつてゐる。右表の未解決クレームのうち十二月末現在、財産委員会に付託されたものは、米国関係が三五件（請求額約九九億円）カナダ関係は五件（請求額約八千万円）である。

四 解決方針

未だ解決しない案件については至急処理を進めるとともに既に財産委員会に付託されたものについては委員会においてわが方の主張の貫徹を期すこととする。

なお、右財産委員会は、日米間ににおいて既にその設置が決定（日本側委員西村熊雄氏、米側横浜駐在サマーズ総領事）しております、近く为三委員の就任を待つて正式に発足することになつてゐる。

なお、日加間にも同様な財産委員会の設置が決定してゐるが、カナダについては請求件数及び金額も少くので単独の財産委員

会の設立を遅けて、日英財産委員会の方三委員、事務局をそのまま兼ねさせることに日加間の合意が成立してくるが、同委員会も同じく未だ正式に発足の段階には至っていない。

平和条約第十五條(a)に基く在日英國財産の返還及び補償

主管 欧西局英連邦課

（一）経緯

戦時中日本にあつた英國財産の平和条約第十五條(a)に基く返還及び補償のうち、返還については昭和三十二年末までに殆んど完了しており、また、補償につきても同様、請求総額五六億四千三百万円余に対し、昭和三十三年十二月末までに三九億八千六百万余の支払をおえてくる。日本側の決定に対し英側が不服で未解決となつた三〇件の内二件については以下支払手続中（支払決定額合計一億六百五万円余）であるが、他の二八件（補償請求額七億三千一百万余）は、「日本国と平和条約第十五條(a)に基づいて生ず

る紛争の解決に關する暫定」に基く日英財産委員会に付託し審議
されることとなつた。

② 日英財産委員会

右二八件の解決機關である日英財産委員会は日本側西村元大使、
英側ホールガーベー香港主席判事の外に、中立委員としてスウェーデン
人のホルムバック教授が就任し、委員会議事手続規則について
も同教授の署名を取付中である。

右手続規則に対する各委員の署名がなされれば、委員会は正式
に発足することとなるが、これに先立ち、本年一月十五日から同
委員会事務局が発足し、各種準備中である。

六 平和条約第十五条(a)に基く在日豪州國財產の返還及び補償
主導 欧洲局英連邦課

総 緒

戦時中日本にあつた豪州國財產の平和条約第十五条(a)に基く返還

及び補償については、返還は昭和三十二年末までに殆んど完了したが、補償については、補償請求総額一億一千五百万円余があり、六千三百八九万円余の支払で略解決し、一件だけが日豪財産委員会に付託されることとなつてゐる。日豪財産委員会については未だ何も具体化していなかが、便宜上、日英財産委員会の機構を利用することとなると思われる。

七 平和条約第十五条(a)に基く在日フランス財産の返還及び補償

主管 欧亜局西歐課

平和条約十五条に基くフランスの請求一五億二六五四万円に対し、わが方は二億一一一万円を支払つたが、フランス側は右請求の一部に対するわが方の措置を不満として日仏財産委員会の設置を要求してきた。右委員会の日本側及びフランス側委員は既に任命を終り、日下ホミの委員の選任につきフランス側と折衝中である。右委員会に付託を予定されてゐる請求は六億六〇一七万円

である。

八 平和条約が十五条(a)に基く在日オランダ財産の返還及び補償

主管 欧亜廻西歐課

オランダの補償請求は六億〇九七〇万円で、わが方から三億八
八〇七万円を支払ひことより解決をみた。しかしオランダは病
院船オプテンノールト号の返還請求をわが方が却下したことを不
満として日蘭財產委員会の設置を要求して来た。右委員会の日本
側及びオランダ側委員は既に任命を終り、田下か三の委員の選任
がりてオランダ側と折衝中である。

九 日印平和条約が五条に基く在日インド財産補償

主管 アジア廻南西アジア課

總 編

田印平和条約が五条(6)に基づく在日オランダ財産の返還及び補償
インド財産に対する戦争損害補償請求は、一一一一件(請求金額総

計約十六億二千万円）であり、これらの補償請求は、大蔵省当局により、連合国財産補償法にもとづいて処理されてきたが、戦時中、インド人は、極く少數の例外を除き、昭和十八年三月以降その財産について敵産管理を解除されており、かつ自由に経済活動等を行うことが認められていたので、戦争損害の実態を把握することができ困難であり、また、インド人請求者の提出する立証書類が多くの場合、著しく不確であるために、その処理が進捗せず、両国間の懸案となつていた。

よつて、本件補償問題の処理促進を図るために昭和三十三年に入り、印印両国政府は、平和条約第十條に基く政府間の「協議」に入ることに合意し、同年四月一日より東京において両国政府代表団の間で右「協議」を行つてきたところ、同年十月一日全請求について両国政府代表間に意見の一一致をみた。

右「協議」において、取上げられた補償請求件数は九四件であ

り、右に対する支払合意金額は約一億五千六百万円である。右金額に賠償開始までに解決した事案二十七件に対する支払決定金額合計約一億一千六百万円を加えれば、在印インド財産補償総額は約二億七千二百万円である。

六 イランの対日クレーム

主管 欧亜局中近東課

〔シンガポールにおいて日本側が押収したと称されるコロア・バタ
一五〇箱、二三〇〇米弗 八二九、八四〇円〕

本件クレームは、日本軍がシンガポール占領當時同地において所在不明となつたコロア・バター五〇箱に関するクレームで、昭和二十七年三月二十日付連合軍總司令部外交局より日本國係当局の処理方要求があつたほか、昭和二十九年一月六日付イラン外務省経済局口上書により在イラン広瀬臨時代理公使を通じ日本当局の処理方を要求越したものである。

前者總司令部の要求に対しては復員局をして調査させてゐるが何ら明確な情報を得ることができず、その旨回答をしてゐる。後者在イラン広瀬公使を通ずる要求に対しては、当時條約局等関係者の意見を求めて本件クレームは認めるに概ね根拠なしとしておるが、その結論は先方に通達されてはいないままとなつております。先方からもその後何等要求はない。

(二) イラン向プラツク・ティー 一五〇箱

三三六〇米弗 一、一一二、二八八円

本件クレームは、一九四一年三月末台湾基隆造よりイラン向積出した紅茶一五〇ケースがイランに陸揚されぬまま神戸にて五月揚陸され、大阪海軍經理部に売却されたとの主張に基くもので、昭和二十九年二月一日付イラン外務省經濟局口上書により在イラン公使を通じて要求越されてゐる。以下汽船に対し事実調査を依頼してゐるが、何ら返事を得られなくまことにござり、その後

何ら相手方からの要求もない。

(1) 香港、上海大阪にあつたイラン人ナマジの財産

四三〇、五五一米弗 一五四、九九八、三六〇円

本件クレームは

(1) 一九四一年十二月二十六日頃香港において日本軍により押収さ

れたという価格三〇七七五一米弗の財産。

(2) 上海にあつた家屋の家賃で、一九四一年六月頃より一九四五八年八月までに日本官憲により徵集されてみると一〇八〇〇米弗。

(3) 日本官憲により日本（大阪）内にて押収されたという毛糸製品

価格一一〇〇〇米弗相当の財産。

の三つのグループに分れている。

昭和二十九年一月十四日付イラン外務省が五政務局口上書により在イラン広額公使を通じて要求しており、次に昭和二十九年

十一月八日再びイラン外務省総務局長より在イ門脇公使に督促し更に昭和三十年五月七日同總務局長より在イ山田大使に対し要求が繰返されてゐる。

右に対し昭和三十一年四月、厚生省引揚援護局に対し本件調査方を依頼し、同年六月二十八日付にて在イ山田大使に調査結果（日本軍の押収か否か明確でない。）を通知して更に詳細な資料の提供を要求し、今日まで何ら回答がない。

注、昭和三十四年二月中旬在本邦アラムイラン大使一時帰朝の際本件クレームにつき調査方要求があつたので、右委細説明を省略。

回 元在イ日本公使館運転手の預け金

五、〇〇〇リアル

本件は元公使館運転手と称するものが当時の館員朝倉氏（金一五〇〇〇リアル）を預けたというのであるが、調査の結果本人が

元公使の連転手であつたことも疑問であり、朝倉氏も右に対する記憶が全くないといつてゐる旨を昭和二十九年一月十八日付をもつて在イ広瀬公使に通知してゐる。

(回) その他の請求権

一、米国の戦後対日援助請求権（ガリオア・エロア問題）

主管 アメリカ局北米課

ト 経緯

米国は一九四五年より一九五一年米会計年度の間にわが国に対して総額約二〇億ドルに上る援助を行つたが、この援助代金の支払に關する日米交渉は、昭和二十九年五月より十月まで五回（わたり）東京において行われ、その際、米側は所謂西独方式（三分の二切捨方式）を適用することを提案したが、わが方としては西独方式を機械的にわが国に適用することなく、わがの経済の実態を考慮してもらいたき旨提案し、結局、交渉は妥

結に至らなかつた。

その後、一九五五年五月八日及び同年十月二十八日在京米国大使館から本件処理を早期に取り上げるよう希望する旨申し越すとともに、十月二十八日の口上書においては、米側は西独方式にたちつつも、若干計数を整理した案を提示越した（この案によつて、わが方の純債務額を推定すれば約六億四、一〇〇万ドルとなる。）

その後数字等のつけ合せ等につき非公式の討議が行われたが結論を得なかつた。

一九五八年十二月末在京米大使より本件交渉再開方を要望し越した処、一九五五年八月重光大臣渡米の際の日米共同声明においても本件交渉を早期に妥結せしめるよう努力することに意見の一一致した旨述べられており、又一九五八年九月藤山大臣訪米の際ダレスとの会話においても、このことについて触れられている

ので、右交渉は近く再開される見込である。

(二) 解決方針

前記の日米共同声明の趣旨に沿り、又本件は多年の懸案であるので、日米国交の見地よりも本件に関する交渉を早期に妥結することが望ましい。これには勿論現在わが国は賠償その他対外債務を支払わねばならぬ立場にあるので、日本経済の実情に照らし、その負担軽減の意味から極力低額有利なる線にて解決を図る必要がある。

三 日華請求権特別取扱交渉の件

主管 アジア局中國課

丁わが国と中華民国政府及び台灣、澎湖島の住民との間の財産及び請求権の処理は、日華条約が三条に基き、両政府間の特別取扱の主題たるべきところ、わが方よりの昭和二十八年以降の屢次の中入れにもかかわらず、先方が準備不足を理由に、交渉開

始に応じてゐる。

(1) 中華民国側は、日本側の在台財産（評価額約四百八十億円）を既に接收処分してゐると云われてあり、一方、中華民国政府及び台灣澎湖島住民の対日請求権は右の約十分の一、約五十億円程度に推定されてゐる。

四 日韓請求権問題

主管 アジア・周北東アジア課

(1) 日韓請求権問題の経緯の概要

1) 朝鮮の分離、独立に伴う日韓両国間の財産請求権問題は、平和条約が四条 a 項により日韓両国政府の特別取極の主題とすると規定されてゐる。しかしながら同条 b 項はさらに、「日本国は韓国である合衆国軍政府により、又はその指令に従つて行われた日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認する」と規定しており、従来の日韓会談において両国の主張は

右の項の法律解釈、具体的には在韓米軍政府が一九四五年十二月六日付で発出し、在韓日本財産が米軍に帰属し、所有されたとする趣旨の法令が三十三号の解釈をめぐつて根本的に対立した。韓国が同法令を在韓日本財産の没収規定と解して日本側の在韓財産に対する請求権は存在せざると主張したのに對し、日本側は右法令を單なる米軍による敵産管理処分にすぎずとして日本側の請求権は依然存在すると主張した。

かくの如く日韓両国の主張の間では根本的対立があるため第一次会談（昭和二十七年二月十五日—四月二十五日）及び第二次会談（昭和二十八年四月十五日—七月二十三日）においては実質的討議は殆んど行われず、昭和二十八年十月六日開会の右三次会談は本問題討議の際ににおける久保田代表の發言を契機として同月二十一日決裂するにいたつた。

(1) 以後韓国は、日韓全面会談再開のための条件として在韓財産

に対するわが方請求権の放棄をあげるにいたり、双方が当初の法律論を固執する限り、解決は困難とみられるにいたつた。元来、方四条の項の規定は、平和条約草案にけなかつたのであるが、韓国が米国政府に働きかけた結果挿入されたという経緯を有する。米国政府の方四条に関する見解は、まづ昭和二十七年四月二十九日付在米韓国大使あて書簡において示され、次いで同書簡の趣旨をさらに敷衍した文書「日韓請求権の解決に関する日本国との平和条約方四条の解釈についてのアメリカ合衆国の見解の表明（案）」が昭和三十一年一月十八日、アリソン大使から谷大使に手交された。

右平和条約方四条についての米国政府の見解は、要するに日本の在韓財産に対する請求権は方四条の項によつて消滅したが、方四条の項に基く韓国の効力請求権を解決するための取極めを行うに当つて、右の事実が勘案せられるべきである

との解釈を示したものである。

従つて昭和三十一年十月以降中川アシア局長と金公使との間に行われた抑留者相互釈放交渉の際、先方は日韓全面会談再開のための前提条件としてわが方の対韓請求権の放棄を明確にすることを要求してきたので中川局長から本請求権問題解決のため米国政府見解を基礎とする意向を示し、翌三十二年一月末以降開始された抑留者相互釈放と平行して行われた日韓全面会談再会のための交渉においては双方の間で本請求権問題については米国政府見解を基礎として解決をはかると

の基本方針の下に折衝が進められるにいたつた。

しかしながら本問題をめぐる折衝はとくに難航した。韓国はわが方に對しては、米国政府の見解を基礎として対韓請求権の撤回を關係文書中に明記せしめんしながら、自らは右見解に一切拘束されないとしようとする立場をとつた。かくて岸総理訪米出発日までの妥結を目指とした本交渉においてわが方から最大限の譲歩として、米国政府見解は請求権の相互放棄を意味するものでなく、かつ、韓国の請求権を誠意をもつて討議する旨を合意譲事錄に記載することでようやく折合がついた。

その後にいたり韓国側は岸総理訪米直前までに一応合意した本件交渉の案文についてさらに数個の修正要求を行つたが、請求権問題に關する修正要求は執拗を極め、再びその対日請求について米国政府見解に何等拘束を受けないよう譲事錄の

文書を書き改めることを申し入れてきた。

しかしながら十一月二十九日となり金裕沢大使は藤山外務大臣に対し、若し日本側がその他の修正点をそのまま受諾するならば請求権に関する修正要求を撤回する旨申入れて来、ようやく十二月三十一日夜本請求権問題については次の合意が成立した。

1、わが方が日韓請求権の解決に関する平和条約が四條の解釈についての米国政府の見解の表明を基礎として、在韓日本財産に対する請求権の主張を撤回し、

2、韓国もまた、右米国政府の見解に同意する

3、ただし、右は請求権の相互放棄ではなく、全面会談においては、わが方は韓国の請求権を解決するため誠意をもつて討議する。

なお、その際韓国の請求権中文化財に関しては、日本政府

はなるべく早くその所有に係る韓国美術品で直ちに引渡し可能なものを韓国政府に引渡すこととしたく、その他の韓国美術品の後日引渡しについては全面会談で討議及び処理することとする旨口頭をもつて韓国政府に伝達した。

この結果、次四回韓全面会談は四月十五日開会され、五月六日の全面会談が六回会合において本請求権問題を討議解決するため請求権小委員会と船舶小委員会からなる韓国請求権委員会の設立が決定され、更に五月二十日より三回にわたつて開催された韓国請求権委員会の結果請求権小委員会には文化財の問題と、その他の一般請求権の問題とを別々に討議する二つのグループを設けることに合意を見た。

右に基き文化財に関する請求権小委員会は昨年六月四日以降十二回にわたる会合を重ね、その間韓国側は第一次返還請求韓国文化財として五項目からなる具体案を提出し、わが方の回答

を督促しているが、これに対しわが方は基本方針の決定がないため具体的な討議に入り得ない旨繰り返し述べて応酬してきた。

また一般請求権に関する請求権小委員会は昨年十二月一日の第一次会合以来三回の会合を行つたが、韓国側は昭和二十七年の一次会談において韓国側から提案した八ヶ条の「韓日間財産及び請求権協定要綱」（別添）より文化財問題を削除したもののが、本小委員会の討議事項であると主張している。

因に一昨年十二月三十一日講印をみた合意書事務において、韓国側は以前の会談において韓国側が提出した案を討議及び解決のため再開される会談において提出したり旨述べているが、韓国側は前記のようになんと昭和二十七年の第一次会談において八ヶ条からなる対日請求を行ふ、次いで昭和二十八年の第二次会談の際に第一次会談の請求項目を細分化したもの（一部に計数を入れ）を提示してくる。

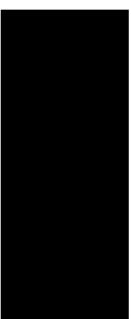
右請求項目中には在日韓国文化財（右書籍、美術品、骨董）韓國地図原版及び地金銀の返還が含まれてゐるが、法令第十三号が在韓本社法人の日本人株主権をも韓國の所有に帰せしめ一〇〇パーセント韓國法人になつたとの理由によつて、朝鮮銀行等本社を韓國にあらた法人の在日財産の返還も含んである。その要求総額につきて韓國は明示してゐなかつて、第二次会談の提示した項目について終戦時価格をもつて計算すると次のとおりである。

正式提示する項目の合計額



（ただし算定不能の文化財及び一部在日財産、戦没、戦傷軍人軍属、被徴用労務者に対する弔慰金等を除く）

正式提示を留保する項目の合計額



総
計

(別紙) 韓国財産及び請求権既定要綱韓国側提出書

(一九五一年一月十一日提出)

1. 韓国より運び來りたる古書籍、美術品、骨董品、その他國宝、地圖原版及び地金と地銀を返還すること

2. 一九四五年八月九日現在日本政府の朝鮮總督府負債を決済すること

3. 一九四五年八月九日以後韓国より付替又は送金されたる金額を返還すること

4. 一九四五八年九月現在韓国に本店又は主たる事務所のありたる法人の日本にある財産を返還すること

5. 韓国国民（法人を含む）の日本國又は日本国民（法人を含む）に対する日本の国債、公債、日本銀行券、被徵用體人の未取金及びその他の請求権を決済すること

6. 韓国国民（法人を含む）所有の日本法人の株式又はその他の証券